

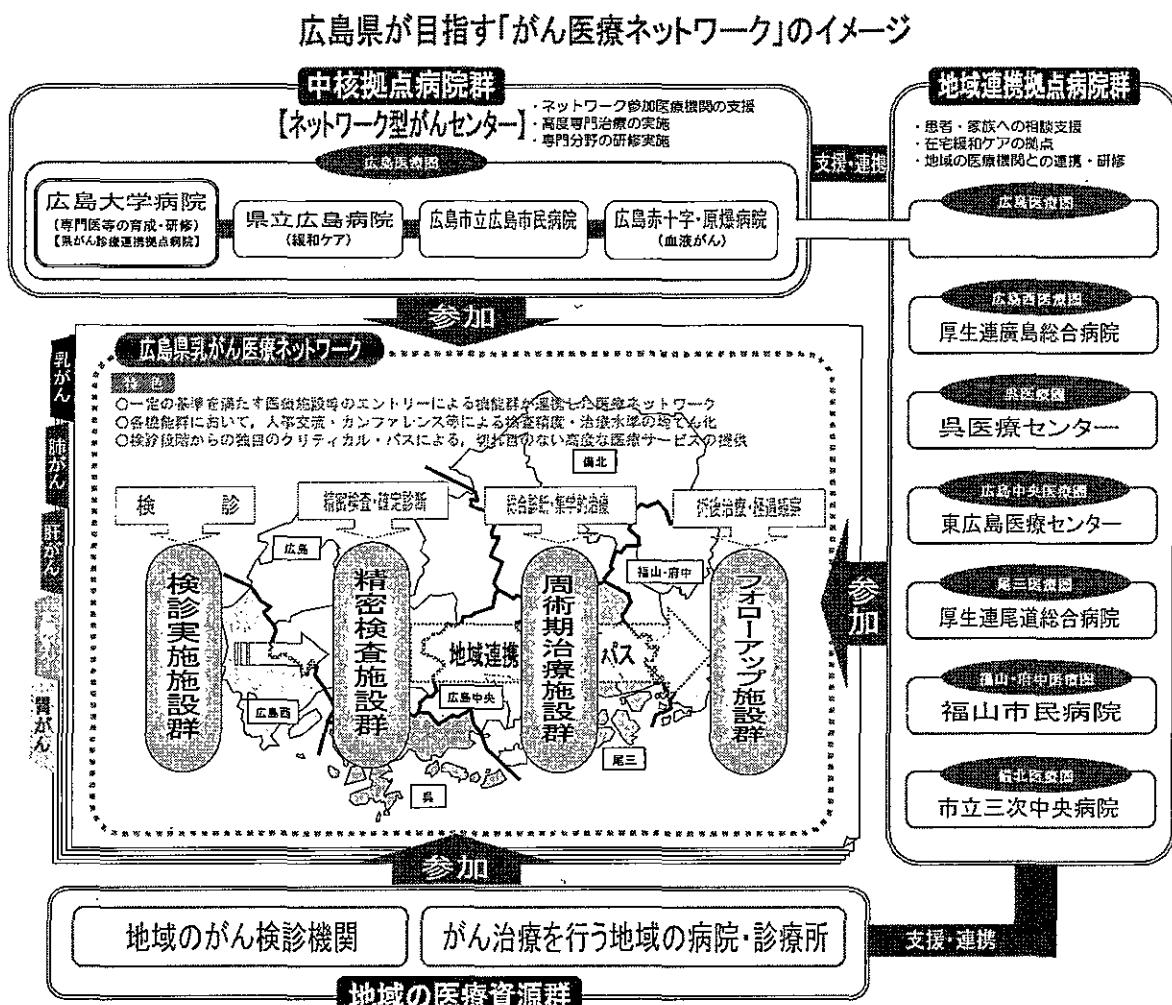
- このような観点から、「広島県がん対策推進計画」においては、本県がん医療の提供体制について、広島二次医療圏4拠点病院による中核拠点機能を背景とした「広島県がん医療提供ネットワーク」の構築を目指している。

2. 広島二次医療圏4拠点病院による“中核機能”で実現した広島県がん対策推進効果

広島二次医療圏における4拠点病院の指定は、広島県がん対策推進計画にも記載された4つの重点事項、(1)がん医療提供体制の充実、(2)患者視点に立った情報提供・相談支援の推進、(3)がん登録の推進、(4)治療の初期段階からの緩和ケアの推進について、広島県全体の対策推進に大きく貢献している。

(1) がん医療提供体制の充実

- 広島県では、5大がん（乳がん、肺がん、肝がん、大腸がん、胃がん）について、検診、精密診断、周術期、フォローアップ期の医療を担う各医療機関によるネットワーク（「広島県がん医療ネットワーク」仮称）の構築を目指している。
- このネットワークの参加医療機関の機能水準の設計に当たっては、がんの種別ごとに検診率を50%に引き上げた場合の対象者数や、それに対応していくために必要なマンパワー及び施設数等も推計し、必要な機能、施設数に不足が見込まれる場合の対応等も含めて検討していくこととし、求められるべき必要十分な機能を担保した検査・医療施設群を確保することとしている。
- ネットワークの構築により、地域連携クリティカルパス等による施設間相互の連携体制を推進するとともに、今後懸念される外科医等専門医不足も視野に必要な医療の提供を全県体制で確保しつつ、がん医療の均てん化実現を図るものである。
- この中で、拠点病院は、各圏域の周術期を中心とした医療機能を担うとともに、がん患者・家族に対する相談支援、地域の医療機関に対する研修や在宅緩和ケアの拠点等として、地域の医療ネットワークをサポートする役割を担っていく。
- 特に、広島二次医療圏の4病院（広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院）は、拠点病院の中で中核的な機能を果たす、「ネットワーク型がんセンター」として、圏域内のみならず県全体を対象とした高度専門治療の提供や人材養成等において、県内全体の医療機関を支援していく役割を有している。
- 平成19年度から、乳がんをモデルとしてネットワークの構築に着手しており、「検査」、「精密検査（診断）」、「周術期（治療）」、「フォローアップ」の4つの機能に応じた施設群ごとに、それぞれ基準を満たす医療機関が参加するシステムの整備を推進している。今年度は肺がんに着手することとしており、引き続き、他の5大がんについても整備を進めていくこととしている。

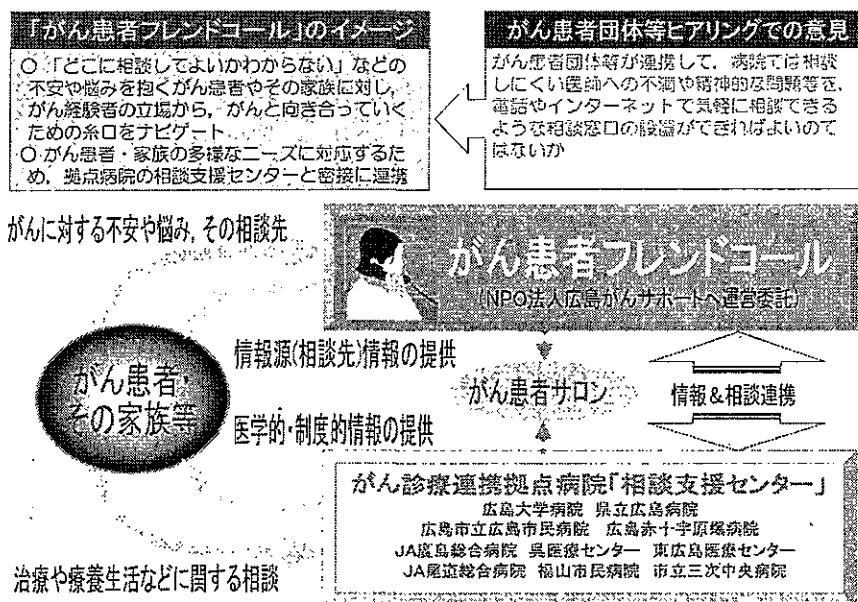


(2) 患者視点に立った情報提供・相談支援の推進

- 「広島県がん対策推進計画」の策定に当たって実施したがん患者団体等のヒアリングにおいて、「がん患者団体等が連携して、病院では相談しにくい医師への不満や精神的な問題等を、電話やインターネットで気軽に相談できるような相談窓口の設置ができればよい」との意見が多く出された。
- このため計画では、がん患者や家族等が抱える不安や悩みに対し、がん経験者が主体となって、同じ不安や悩みを共有しながら助言や相談に応じる窓口の設置について取り組みとして掲げ、本年10月から患者団体の協力を得て相談窓口を運営している。

この相談事業を進める上で、特に専門的な医療相談やがん医療に関する情報提供については、ネットワーク型がんセンター（中核拠点病院群）を構成する「広島大学病院」、「県立広島病院」、「広島市立広島市民病院」、「広島赤十字・原爆病院」の支援が不可欠である。
- 一方、治療や療養生活に関する相談や地域の医療機関の情報等については、拠点病院に設置されている「相談支援センター」が対応する。

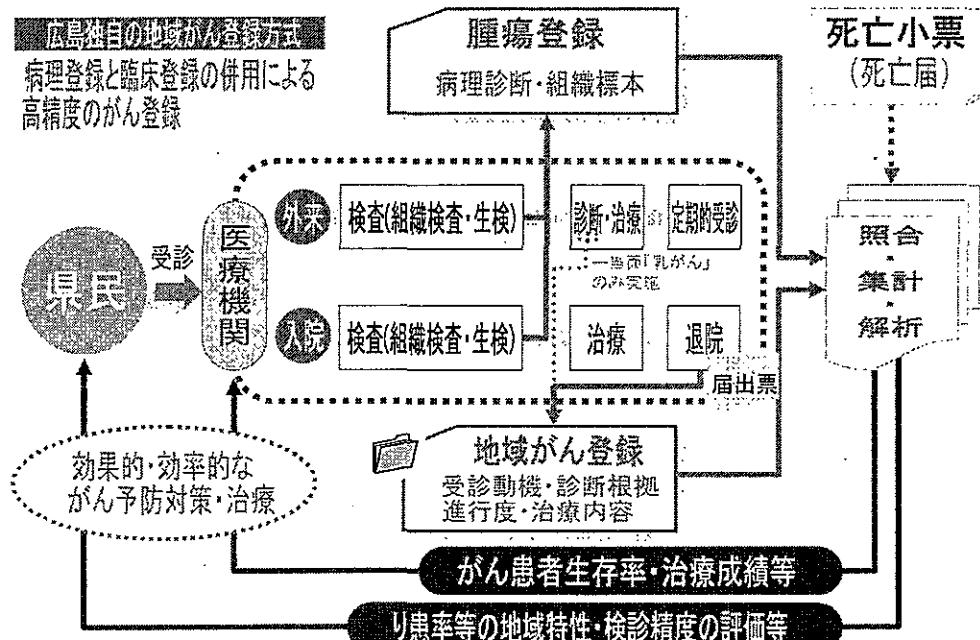
がん患者が主体的に関わる相談窓口の設置



(3) がん登録の推進

- 広島県では、高精度の地域がん登録システムとして、「地域がん登録」に「腫瘍登録（病理組織登録）」の情報を補完する独自の地域がん登録方式を推進している。今後、地域的に偏在している登録協力医療機関を全県に拡大し、さらに精度の高いシステムとして完成させていくことを目指している。
- この中で、広島圏域の4病院は、既に標準登録様式に基づく「院内がん登録」、「地域がん登録」、「腫瘍登録」の実施体制を外来も含め整備しており、平成19年までの累計の地域がん登録医療機関届出総件数の36.7%、同じく平成19年までの累計の組織腫瘍登録総受付数の27.4%を占めるなど「地域がん登録」及び「腫瘍登録」の中心的な役割を担っている。
- 今後、4病院をモデルとして、県内の医療機関に対して広島方式の「がん登録」を普及させることとしている。

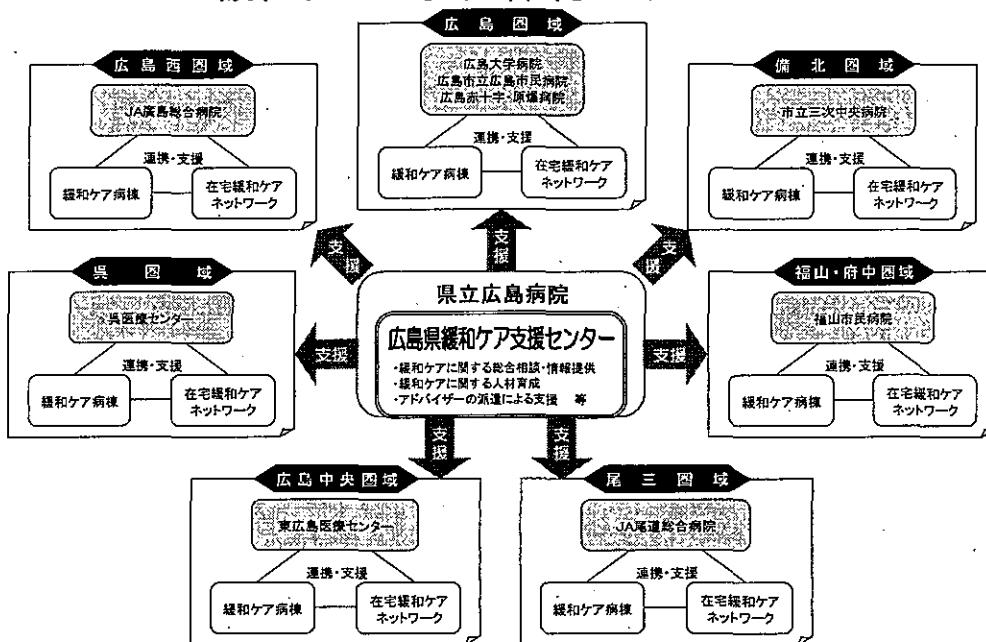
広島県のがん登録システム



(4) 治療の初期段階からの緩和ケアの推進

- 緩和ケアをがん診療の早期から適切に提供していくためには、がん診療に携わるすべての医師、看護師等が緩和ケアの重要性を認識し、その知識や技術を習得する必要があり、「広島県緩和ケア支援センター」が中心となり、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づく「緩和ケア研修会」を拠点病院と連携し実施するなど、地域緩和ケアの推進体制を整備している。
- 広島県においては、平成16年9月に、県内の緩和ケアを推進する中核的な拠点として県立広島病院に「広島県緩和ケア支援センター」を設置し、緩和ケア病棟を運営するとともに、緩和ケアに関する情報提供、総合相談、専門研修、地域連携の事業を通じ、がん患者や家族が住み慣れた身近な地域において、在宅や施設での希望に応じた緩和ケアが安心して利用できる全県的な体制の構築を積極的に支援している。
- また、本年度から実施する「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修会」の開催についても、「緩和ケア支援センター」が中心となって実施体制の整備や研修企画を行っているが、このような全県的な緩和ケアの活動を県立広島病院が担えるのは、広島圏域の4病院が役割分担を行っているからである。

緩和ケアの推進体制のイメージ



II 各圏域・拠点病院の状況

1 広島二次医療圏の状況

(1) 広島大学病院

① 人材育成機能の強化

県がん診療連携拠点病院として指定されている「広島大学病院」は、県内の地域がん診療連携拠点病院を対象とした人材育成の強化を図っている。

- 医師に対する専門的ながん治療の研修を実施するとともに、「がん医療相談

- 員」の意見交換会を定期的に開催し、相談事例の紹介や情報交換などを実施
- 最新の知識と技術を習得し、高い水準で実践できる看護師の育成を図るため、平成19年9月から、認定看護師教育部門（緩和ケア）を開設
 - 「がんプロフェッショナル養成プラン」により、年間10人程度のがん専門医や、数名程度の専門薬剤師・看護師の養成を計画

② 専門医療機能の強化

県内には、本年4月現在で19名の放射線腫瘍学会認定医が配置（人口10万人当たり全国5位）されているが、「広島大学病院」では、放射線治療医の養成に力を入れるとともに、放射線治療部門の設置や放射線治療装置の更新など、放射線治療の一層の強化を図ることとしている。

また、化学療法については、人材が不足している状況から、がん薬物療法専門医、がん専門薬剤師、薬物療法認定看護師の育成を計画している。

(2) 県立広島病院

「緩和ケア科」と「緩和ケア支援室」を有する「緩和ケア支援センター」を設置し、平成19年度において

- 緩和ケア外来延患者347名、入院延患者5,061名
 - 患者・家族、医療関係者に対する情報発信
 - 医師・看護師・福祉関係者に対する専門研修
 - ・ 医師研修…1日コース修了者22名、派遣コース修了者3名
 - ・ 看護師研修（初級コース）…修了者140名
 - ・ 看護師研修（中級コース）…修了者41名
 - ・ 看護師研修（フォローアップコース）…修了者16名
 - ・ ターミナルケア・ヘルパー研修…修了者69名
 - ・ 地域連携研修…修了者38名
 - 緩和ケアに関する総合相談（電話相談・個別面談）
 - 各医療圏において緩和ケアを推進する医療機関・福祉関係者等に対するアドバイザー派遣（各圏域で緩和ケア推進チームの設置・運営、症例検討会等実施）
 - デイホスピス事業（音楽療法、リンパマッサージ等含む。）
- などを実施しすることで、全県的な緩和ケアの推進の支援に取組んでいる。

(3) 広島市立広島市民病院

肺がん、乳がん等の外科手術の分野で実績があり、平成19年（カッコ内は18年）において

- 肺がん外科手術件数…221件（377件）
- 乳がん外科手術件数…324件（275件）
- 胃がん外科手術件数…366件（269件）

などで多くの手術を実施し、本県の外科手術分野における、がん医療水準の向上に努めている。更に情報提供分野では、がん患者向けのHPを開設するとともに、平成19年の改築において外来棟1階プロムナードにがん患者情報サロンを設置する

など、がん患者・家族への情報提供において他の拠点病院のモデルとして指導的な役割を担っている。

(4) 広島赤十字・原爆病院

血液がん分野において、全県対象の活動を行っており、平成19年度（カッコ内は18年度）において

- 血液内科の入院実数…1, 387名（1, 375件）
- 血液内科の外来抗がん剤治療件数…4, 351件（4, 175件）
- 骨髄移植実績…62件（48件）

など実施した。また、19年5月には、血液がんを中心とした外来化学療法を行うための「血液・腫瘍治療センター」を設置し、他の拠点病院からの紹介を含め全県から患者の受け入れを行っている。

2 他の二次医療圏の状況

広島二次保健医療圏を除く6医療圏については、各圏域に1か所の拠点病院が指定されており、がん患者・家族が身近な地域で相談支援・情報提供や在宅緩和ケアのサービスが受けられるよう、特に、地域拠点としての機能を強化することとしている。

(1) 相談支援体制の強化

全ての拠点病院に「相談支援センター」が設置され、全ての拠点病院の相談員が国立がんセンターの研修会に参加するとともに、県内で研修会を実施するなど相談機能の充実に努めている。

(2) 地域緩和ケアの推進

拠点病院を各地域における緩和ケア推進の拠点として位置付け、かかりつけ医、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、介護保険事業所、薬局等との連携による、身近な地域で希望に応じた緩和ケアが受けられる体制づくりを進めている。

具体的には、在宅療養への支援を行うため、昨年度からこれらの拠点病院に「在宅緩和ケアコーディネーター」の配置や、「デイホスピス」等を設置する取組みを進めている。

今後も、県や県がん診療連携拠点病院を含む広島二次医療圏の4か所の中核拠点病院のリードにより、県内10か所の拠点病院が連携し、県全体としてがん医療水準の向上と均てん化を図っていくこととしている。

3 「広島県がん対策推進計画」においてがん診療連携拠点病院が整備する機能

昨年度、県が策定した「広島県がん対策推進計画」において、広島県のがん医療機能をさらに充実するため、拠点病院に次のような機能強化を求めており、順次体制整備等が進められている。

(1) 医療機能の確保及び医療連携

- 5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）全てに関する地域連携クリティカルパスを整備する。（実施対応拠点病院3／全拠点病院数10、昨年比3増）
- 放射線腫瘍学会認定医やがん薬物療法専門医を配置する。（放射線腫瘍学会認定医：7／10、1減、がん薬物療法専門医：3／10、±0）
- がん分野の認定看護師等（がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん化学療法看護認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師、乳がん看護認定看護師）を複数配置する。（8／10、5増）
- 各部門の専門医が一堂に集まり治療法を議論する組織（キャンサーボード）を設置する。（9／10、7増）

(2) 情報提供及び相談支援

- 統一的な公開基準に基づく拠点病院の治療成績（5年生存率）を公表する。
- 国立がんセンターが実施する相談支援センター相談員の研修会を修了した相談員を配置する。

(3) がん登録について

- 200床以上の一般病床を有する医療機関の80%以上で国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録を実施するため、拠点病院が地域の医療機関を支援する。

(4) 緩和ケア

- 緩和ケア外来を設置し、退院後も継続して専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備する。（4／10、±0）
- 緩和ケアチームに精神科医を配置し、身体症状だけでなく、精神症状の緩和ができる体制を整備する。（8／10、1増）

今後、これらをさらに推進し、拠点病院としての機能の一層の充実を図っていくため、県がん診療連携拠点病院を中心に、拠点病院が連携して、主体的に対応していくこととしている。

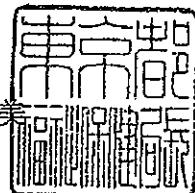


20福保医政第1520号
平成20年1月30日

厚生労働省健康局長 殿

東京都福祉保健局長

安 藤 立



東京都における都道府県がん診療連携拠点病院の機能分担及び
連携協力体制等の進捗状況について

このことについて、平成20年2月8日付け健発第0208001号に基づき指定
を受けた医療機関にかかる病院間の機能分担及び連携協力体制等の進捗状況について
別紙のとおり報告いたします。

別 紙

東京都における都道府県がん診療連携拠点病院の機能分担及び連携協力体制について

東京都には、日本の人口の約1割にあたる1,200万人超の住民が居住し、また、高度な医療提供が可能な病院から、住民に身近な地域でのプライマリーケアを提供する診療所まで、全国で最も多くの医療機関が所在している。

都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担うこととされているが、都のこうした地域的な特性を鑑みた場合、1つの医療機関において都道府県拠点病院としての様々な役割を全て担うことは、その役割の大きさや取組にかかる負担等を考慮すると、必ずしも効果的・効率的な体制とは言い難い。また、都内には優れた機能を有する医療機関が多数存在するが、東京都立駒込病院及び癌研究会有明病院の2病院は、がん診療に関して全国的にも高い実績と評価を得ている医療機関であり、それぞれの病院の特長を活かし機能分担と連携協力を行いつつ、2つの病院で都道府県拠点病院の役割を担うことが、都におけるがん医療提供体制の充実に資するものと考えられるため、都は、両病院を都道府県拠点病院として推薦し、平成20年2月にそれぞれ国の指定を受けたところである。

（都におけるがん医療体制整備の方向性について）

都では、平成20年3月にがん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画として「東京都がん対策推進計画」（以下「都推進計画」という。）を策定し、これに基づき都内のがん医療提供体制の整備を進めている。

都推進計画では、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び東京都認定がん診療病院（拠点病院と同等の診療機能を有する医療機関として都が独自に認定した病院、以下「認定病院」という。）の整備、拠点病院を中心とした連携体制に整備によるがん医療水準の向上、集学的治療の推進と人材育成、情報提供の推進と相談支援体制の整備、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、在宅医療体制の充実、がん登録の推進等をがん医療にかかる施策の方向性として掲げている。

都道府県拠点病院である両病院は、それぞれの特長を活かし、また、協力して都全体を視野に置いた諸調整を行うなど、都におけるがん医療提供体制の整備に大きな役割を果たしている。

（両病院の機能分担）

都立駒込病院は、多くの地区医師会等と協力して「がん診療地域連絡会」を開催し、地域連携クリティカルパス（以下「連携パス」という。）の試行・検証や困難相談事例の検討等を通じた相談の質の向上に取り組んできたという特長を活かし、都におけるがん医療連携体制の中心としての取組を進めていくこととして、都内全ての拠点病院、認定